

甲良町広報動画制作及び配信業務仕様書

この仕様書は、甲良町（以下、発注者という。）が受注者に委託して実施する「甲良町広報動画制作及び配信業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

甲良町広報動画制作および広告配信業務

2. 業務の目的

本町における地域の歴史・文化や自然、おすすめスポットなどの魅力を町内外にPRする動画を制作し、YouTube等のインターネット、SNS等により動画を配信する。本動画の視聴を通じ、甲良町の認知度を向上させ、ふるさと納税の寄附額の増加、移住定住の促進を図る。

3. 業務に関する仕様

（1）委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

（2）業務内容

動画制作、動画配信に関わる全ての業務（映像の企画、企画に基づく情報収集、構成、台本、演出、製作調整、撮影、編集、アニメーション・CG作成、MA（ナレーション、テロップ、BGM等を含む。）、マスター作成、YouTubeデータ作成、DVD制作等）とする。

4. 業務概要

（1）企画・校正

- ①受注者主体で業務目的に沿った動画の企画立案を行い、撮影前に絵コンテやサンプル動画等を使用し、発注者と協議の上、動画構成を決定すること。
- ②本町の魅力発信および動画の再生回数増加に効果的な配信スケジュールとすること。
- ③制作する動画の題材は、受注者が指定する風景や観光地、特産物等とする。
- ④配信デバイスは、全デバイス（パソコン・モバイル・タブレット・テレビ画面）を対象とすること。

（2）映像撮影（静止画撮影含む）

- ①撮影は発注者の承認を受けた後に行うものとし、撮影の申入れ、撮影許可の申請等が必要な場合は、その手配、肖像権等の諸権利の整理、撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。また、個人情報の映り込みがないよう十分配慮すること。
- ②撮影に必要な一切の手配をし、撮影に係る交通費、施設入場料等の費用については、受注者が負担すること。また、撮影に関し安全の確保に配慮した体制を整えること。
- ③天候不良等により十分な撮影ができなかった場合は、スケジュールを変更する等、十分な品質を担保した成果品となるよう、留意すること。
- ④撮影は4K規格以上で撮影することとし、必要な機材は受注者が用意すること。

(3) 動画制作

①編集に使用する機材および消耗品等は受注者が負担すること。

②受注者は発注者に動画の内容確認を最低1回は行うこと。修正が生じた場合は、発注者の指示により受注者は修正を行い、完成させること。

③映像や写真、音楽（一般社団法人日本音楽著作権協会）等の使用の際は、肖像、意匠、商標、著作などの権利に関する処理を事前に確実にすること。

(4) 納品

①制作した動画は、二次利用が可能な形式で委託者の指定する方法（外部記録媒体、大容量データ転送サービス等）で納品するものとする。

②撮影素材については、撮影対象、撮影内容が容易にわかるように整理し、二次利用が可能な形式で受注者の指定する方法（外部記録媒体、大容量データ転送サービス等）で納品するものとする。

③外部記録媒体を使用する場合は、受注者が用意すること。

④納品期限については、発注者と受注者で別途協議の上、定めるものとする。また、出演者、楽曲等について別途権利処理を行い、利用許諾範囲に関し、町等が使用する際に支障のない状態で納品するものとする。

(5) 配信業務

①サムネイル画像・タイトル文案・概要欄文案の考案及び設定は受注者が実施することとし、その案を配信開始までに発注者に提出し、確認を得ること。

②配信時間は発注者が指定する。

③配信期間は無期限を基本とするが、肖像使用期間等を考慮し、発注者と適宜協議の上、決定する。

5. 動画制作の規格等

(1) 基本事項

①動画の解像度は、アスペクト比16：9のFHD（1920×1080）相当以上とすること。

②制作動画のファイル形式は、MP4形式とすること。

③動画のエンコードに関しては、YouTube等の動画配信サイトへの掲載を想定すること。

(2) 制作物

動画データは、次に掲げるものを制作すること。

①甲良町の魅力を総合的に紹介する長編動画 1本以上

概ね15分から20分程度を目安とする。

長編動画については、観光資源等を順次紹介する構成に限定せず、町民の暮らし、人、歴史、文化、産業、地域の風景等を通じて甲良町の魅力が伝わるストーリー性を持った構成とすること。

②SNS等での情報発信に活用するショート動画 5本以上

概ね15秒から60秒程度を基本とする。

ショート動画については、長編動画の単純な切り抜き又はダイジェスト版ではなく、SNS利用

者の視聴特性を踏まえ、ショート動画単体でも視聴者の関心を引く企画・構成とすること。

③上記を最低条件とし、より効果的な動画構成、本数、尺又は発信方法について、提案者から追加提案を行うことができる。

6. 視聴ターゲット

全世代を視聴対象とするが、ターゲット視聴者層は、20代から50代夫婦と子供のいる家族とし、特にその中心を30代から40代とする。

7. 追加提案について

本動画の認知度向上のため、インターネット、SNS等を活用した広告などのパブリシティについて、本動画を効果的に広告・宣伝する方法を具体的に提案するものとする。

8. 著作権について

- (1) 受注者は、受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関するすべての著作権を成果品の納品と同時に発注者に譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、受注者が従来から著作権を有する著作物について、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、利用を許諾するものとする。
- (3) 受注者は、成果品の著作物（受託者が従来から著作権を有する著作物を含む。）に関し、発注者及び発注者から許諾を得た物に対し、著作権者人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。
 - ・発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意に改変すること。
 - ・発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。
 - ・発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の氏名で発表すること。

9. その他

- (1) 発注者と十分な協議・調整を行いながら進めることとし、仕様にない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (2) 内容等に変更が生じた場合には、発注者及び受注者の間において対応を協議する。
- (3) 受注者は、実施に係る検討内容及び進行状況等について、発注者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、発注者が認めた情報以外の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。
- (4) 受注者は、業務上で知りえた個人情報、機密及びその他の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。特に個人情報の取扱いについては、十分に留意し、漏えい、滅失、き損の防止、その他の適切な管理に努めることとする。このことについては、本契約終了後も同様とする。